

墨田区告示第136号

墨田区立公園条例(昭和40年墨田区条例第18号)第15条及び墨田区立公園条例施行規則(昭和40年墨田区規則第10号)第9条に規定する墨田区立立花大正民家園 旧小山家住宅における使用料の徴収については、次のとおり委託したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の規定により告示する。

令和8年4月1日

墨 田 区 長 山 本 亨

- 1 委託の相手方
公益社団法人 墨田区シルバー人材センター 会長 田中 邦友
墨田区文花一丁目32番1-101号
- 2 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 委託年月日
令和8年4月1日